

別表 補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額	備考
(1) 維持修繕等事業 当該観光施設内の建物や水飲み場、安全柵、案内看板、通路等の補修や設備更新 (備品の修理・更新に係る事業は対象外とする)	補助対象事業の実施に係る物品等購入費 (製作・荷造送料を含む)、自ら行う維持修繕工事に要する原材料費	上限 15 万円	1 事業あたり実施主体の補助金上限額は、(1)と(2)を合わせて 15 万円とする。
	補助対象事業の実施に係る工事請負費	補助対象経費の 4 分の 3 以内で、 上限 15 万円	
(2) 誘客・利便性向上事業 観光誘客や安全性・利便性向上のための新たな案内看板や安全柵等の設置、休憩ベンチ等の製作、町の同意を得た連絡農道等の敷砂利、イベントの実施 (備品の購入・設置のみに係る事業及び道路沿線等の草花植栽に関わる事業は対象外とする)	補助対象事業の実施に係る物品等購入費 (製作・荷造送料を含む)、委託料、使用料及び賃借料、自ら行う設置工事及び製作に要する原材料費	上限 15 万円	
	補助対象事業の実施に係る工事請負費	補助対象経費の 4 分の 3 以内で、 上限 15 万円	